

# 特定非営利活動法人 NPO政策研究所

## 2011年度事業報告書

2012年度通常総会（2012年5月27日）で承認。

1. 事業期間 2011年4月1日～2012年3月31日

### 2. 概況

2011年度は、自治体から2つの受託事業、大学から研修事業を受託したため、多忙ではあったが財政的には単年度黒字と安定した一年であった。2011年3月に閉鎖される予定であった大阪NPOプラザは、閉鎖が一年先送りされたので事業遂行に支障はなかったが、2013年度末閉館が確定しており、事務所移転が早急な課題となってきた。

調査研究委託事業としては、兵庫県丹波市より昨年度に引き続き「自治基本条例素案策定業務」を受託した。4月より部会の開催（条例検討、広報・意見集約）が始まり、条例本体素案の確定及び解説編の作成に取りかかった。また、広報部会を中心に、旧6町においてタウンミーティングを開催し、市民の意見を聴取した。同時にパブリックコメントも行われた。ここで集約された質問・意見に対し、詳細な回答を部会で作成し、HP上で公開した。10月には、条例素案、解説編ができあがり、市長への答申が行われた。その後微調整を施し12月議会で議決され、2012年4月1日施行となった。議決後は、解説編の手直しとともに、条例広報のため市民フォーラムを開催することとなり、3月10日に、約200名の参加を得て開催された。3月29日の最終審議会をもって事業は終了した。

これに加えて、兵庫県朝来市より、「第3次分権型社会システム検討懇話会」の運営支援業務を受託した。これは、2005年度～2007年度に受託した「第1次、第2次分権型社会システム検討懇話会」を受けたもので、2007、2008年に市内全焼学校区で設置された地域自治協議会を見直し、自治協を含めた地域自治のあり方、それに対応した行政システムの改革等を懇話会を通して見直し、実現していこうとするものを支援する業務である。2011年8月より懇話会をスタートし、地域の主体（地域自治協議会、区、諸団体、行政）の役割と関係性をワークショップを通して分析する中から、分権型地域自治システムの理念と柱を明らかにした。3月4日には、「朝来市協働のまちづくりフォーラム」が開催された。本業務は、2012年度に継続する。

それ以外の受託事業として、関西学院大学法学部より、「関西学院大学 大学院法学研究科 公共政策プログラム連続セミナー ～自治体法務の最前線 2011～」を受託し、4回の講座を開催した。また、兵庫県明石市から市民団体及び職員に対する協働の研修を受託した。

研究所のもうひとつの大きなテーマである地域自治に関しては、2011年7月に理事が主要メンバーとなる『コミュニティ再生のための 地域自治のしくみと実践』(学芸出版社)を刊行した。また、豊中市の「地域自治に関するアドバイザー」(理事長、専務理事)、兵庫県西脇市「自治基本条例策定委員会」(理事長、専務理事)等の、地域自治あるいは自治体基本条例策定の支援を行った。

ネットワーク活動としては、自治体学会、コミュニティ政策学会、NPO学会、計画行政学会などに参加した。

ただ、自主講座事業は、本格的なものは今年度はできなかった。2010年度の自治体基本条例連続勉強会の記録作成を継続して行った。

広報活動として、ホームページを更新し、情報を随時更新した。

出版事業(「NPO政策研究所 市民社会の哲学ブックレット」シリーズの制作、頒布)として、『自治体基本条例から自治の政策・戦略をリバーズする』(山下淳)を5月に刊行した。

定款を変更した(理事の人数:10~15人 → 5~10人、10月認証)

### 3. 事業について

事業については、自主・受託にかかわらず、持続可能な社会づくり・地域づくりというミッション実現に係わるものである。

(受託事業・調査研究)

#### ■「自治基本条例素案策定業務」(兵庫県丹波市より受託:約2,551千円)

昨年度に引き続き、「自治基本条例素案策定業務」を受託した。4月より丹波市自治基本条例審議会の運営にあたって、市民の声が政策立案(条例策定)につながるようサポートした。今年度の審議会開催の経過は表1の通りである。

今年度は、議会に上程する条例素案を答申すること、条例についての解説書(逐条解説)を作成する事を目標とした。

条例素案策定については、2つの部会を組織し(条例検討、広報・意見集約、10回、7回)、条例検討部会では、条例本体素案の確定及び解説編の作成に取りかかった。条文について逐条で精査し、解説書も「わかりやすく」をモットーに逐一修正を行った。この成果は、タウンミーティング及びパブリックコメントにかけられた。また、広報部会では、条例素案について広く市民の声を反映するために、旧6町においてタウンミーティングを開催することとし、その準備を行った。

表1 丹波市自治体基本条例審議会の経過

回	日程	内 容
第11回	4月27日(水)	・今年度の目標の確認 ・条例素案及び解説書作成部会と広報・意見集約部会の部会編成
第12回	7月4日(月)	・自治基本条例素案及び解説書素案について ・タウンミーティングの実施について

第13回	9月26日(月)	・部会報告(条例部会、広報部会) ・タウンミーティング及びパブリックコメントへの回答案及び条例素案修正について
第14回	10月27日(木)	・答申、市長挨拶、意見交換 ・今後のスケジュールについて
第15回	1月18日(水)	・市議会における議決の報告 ・解説書の修正について ・市民フォーラムの開催について
第16回	2月21日(火)	・解説書の修正について ・市民フォーラムの開催について
第17回	3月29日(木)	・2年間のふりかえり ・審議会の解散について ・今後の自主的な自治基本条例周知活動について

さらに、市として同時にパブリックコメントも行われた。タウンミーティングの実施状況は表2の通りである。ここで集約された質問・意見に対し、詳細な回答を部会で作成し、HP上で公開した。10月には、条例素案、解説編ができあがり、市長への答申が行われた。その後微調整を施し12月議会で議決され、2012年4月1日施行となった。議決後は、解説編の手直しとともに、条例広報のため市民フォーラムを開催することとなり、3月10日に、約200名の参加を得て開催された。3月29日の最終審議会をもって事業は終了した。

表2 タウンミーティングの実施状況

回	日程	会場	参加者数
第1回	7月25日(月)	柏原住民センター 会議室A	76
第2回	7月29日(金)	氷上保健センター 2階ホール	129
第3回	8月3日(水)	青垣住民センター 別館大ホール	91
第4回	8月5日(金)	ハートフルかすが 大会議室	93
第5回	8月8日(月)	山南住民センター 集会室	98
第6回	8月10日(水)	市島農村環境改善センター 大会議室	89
計			576

\*開催時間帯は、いずれも20時～21時半。

タウンミーティング参加者は、審議会委員を含め延べ576人であった。自治協及び自治会関係者、行政職員で大半を占め、一般の市民はやや少なかった。毎回の会場では、数人程度の質問者があった。特に質疑が集中したのは、住民自治の章で、現自治協や自治会(区)がどうなるのかということに関心が寄せられた。今回のタウンミーティングでは、市民である審議会委員が正面に立ち、説明と回答を行った。

質疑・意見に関してはその場で回答するとともに、パブリックコメントによる質疑と合わせて審議会で作成した回答書を作成し、丹波市のホームページに公開した。

審議会支援と同時に行政担当者に対して、研修、情報提供、進行の助言等を行った。

自治体基本条例が制定され(2012年4月1日施行)、精緻な解説編ができ、また審議会も市民参加・協働のモデルとなるように進行したこともあり、最終審議会では、NPO政策研究所への感謝の言葉が委員から口々にもたらされた。

なお、条例素案策定とともに、2011年度より開始された「元気な地域づくり支援事業」（小学校区毎に地域づくり計画を策定する）のために、『地域づくり計画策定マニュアル』（A4版20頁）を作成した。

担当：直田理事長および相川専務理事があたり、客員研究員北川真理子氏の協力を得た。

■「第3次分権型社会システム検討懇話会支援業務」（兵庫県朝来市より受託：約2,678千円）

2005～2007年度にわたる第1次及び第2次分権型社会システム検討懇話会支援に引き続いて、今年度より2カ年の予定で、朝来市の地域自治システムを見直すための第3次分権型社会システム検討懇話会支援業務がスタートした。

これは、「第1次、第2次分権型社会システム検討懇話会」を受けて、市内全小学校区に設置された地域自治協議会を見直し、自治協や区を含めた新たな地域自治のあり方、それに対応した行政システム（公共サービス）の改革等を進めていこうとするものである。地域自治システムは、持続可能な地域づくりの基底となるものである。2011年8月より懇話会をスタートし、地域の主体（地域自治協議会、区、諸団体、行政）の役割と関係性をワークショップを通して分析する中から、分権型地域自治システムの理念と柱を明らかにした。3月4日には、「朝来市協働のまちづくりフォーラム」が開催された。本業務は、2012年度に継続する。

表3 第3次分権型社会システム検討懇話会の経過

回	時期	内容（概略）	備考
1	8/29	懇話会の目標、進め方の確認 中川会長講演「自立した自治体運営と分権型社会に対応したこれからの市民自治」	基本認識の共有 学習
2	9/16	朝来市の地域自治システムの概要と活動事例と、地域自治の様々なかたちと課題（先行事例）	学習
3	10/12	WS 地域自治協議会の現状と課題の把握（住民への浸透度、地域代表性、民主性・透明性・開放性の視点から）	WS1
4	11/18	WS 協議会と自治会の関係の把握（それぞれの事業から見て）	WS2
5	12/15	WS 協議会、自治会と地域のさまざまな団体との関係（農林業、・自然環境、商工業・観光、防犯・防災、健康福祉・生涯学習の4つの視点から）	WS3
6	1/19	WS 協議会、自治会、地域の諸団体と行政の関係（課題とその原因から解決策を考える） 市民フォーラム企画	WS4
7	2/14	WS 地域自治の全体像と課題解決のキーワードを考える（実現していくための視点・ポイント） 市民フォーラム運営について	WS5
8	3/23	地域分権推進計画（中間）骨子の検討 第2年次の進め方について	全体で意見交換

懇話会においては、地域自治協議会、区、社会福祉協議会、NPO・ボランティアグループなどの各種団体、行政の強みや弱みを整理し、担っている機能を整理するとともに（SWOT分析）、それら団体の強みを活かし弱みを補完し合える新たな関係性をどう組み立てていくのか、地域の公共領域を担う役割分担などを整理する中から、これからの朝来市の地域自治システムの方角性を「地域分権推進計画（中間）」としてまとめた。

朝来市の地域自治システムの理念を次のようにかかげ、

①持続可能な朝来市を創っていくには、市民の力と行政が協働して自治体運営を進めていかなければならない。②そのためには、地域協働を推進する分権型地域自治システムが不可欠である。③このシステムは、住民による地域自治（地域経営）を実現していく仕組みである。④これによって、市街地、山間部を問わず、地域が幸せに継続していくことを目的とする。⑤その結果、自ら考え、行動する、自治の意識を持った市民と行政に変革します。

ととりまとめ、これを実現するための柱を、

(1)これまでの地域自治活動（団体）を尊重しながら、改善する必要が生じれば柔軟に改善する。(2)地域特性に応じて、仕組み、活動内容は、地域で、自ら決めていく。(3)地域自治システムは「地域への分権」と連動し、段階をおった地域への権限移譲や公共サービス（事業）の委託を促進する。(4)みなが参加し、担っていく仕組みをつくる（民主性、透明性、参加性、開放性、寛容性の確保）。(5)地域で資金を一定確保するなど、自主性、自立性＝自律性を大切にする。

とし、これに、行政の対応策を加え、各施策課題・提案を整理した。

2012年度は、地域で担える公共サービス（行政の事務事業）の仕分けを行うとともに、受け皿としての地域自治システム（自治協）の体勢強化について検討する予定である。

担当：直田理事長および相川専務理事があたり、客員研究員三浦哲司氏の協力を得た。

（受託事業・研修事業）

■「関西学院大学大学院法学研究科公共政策プログラム 2011年度法学連続セミナー自治体法務の最前線 2011」（関西学院大学法学部より受託：約500千円）

関西学院大学大学院法学研究科が毎年行っている、一般向け法学セミナーの企画・実施を受託した。テーマとして、「地域自治」や「市民力アップ」の課題に対して、法や条例はなにができるのか？という視点で企画した。これは、当法人のミッションにもかなうものである。

実施要領は以下の通りである。

表4 関西学院大学法学連続セミナー実施要領

日時	11月2、9、16、30日（いずれも水曜）午後7時から9時
場所	西宮市男女共同参画センター・ウェーブ（西宮北口プラレラにしのみや4階）
対象	自治体職員、地方自治に関心を持つ市民、議員、学生（定員45人）

各回の内容および参加者数（延べ229人）は以下の通りである。

表5 関西学院大学法学連続セミナー講義内容等

（敬称略）

日程	内容（講師）	参加者数
11月2日	「自治基本条例を機能させるために」大阪市立大学 法学研究科教授阿倍昌樹	56人
11月9日	「議会基本条例で議会は変わるのか？」法政大学法学部教授廣瀬克哉（自治体議会フォーラム呼びかけ人代表）	53人
11月16日	「個人情報保護～正しい守り方と不要な“壁”の崩し方」関西学院大学 司法研究科教授荏原明則／同大法学部教授山下淳	62人
11月30日	「地域自治のしくみをつくる」帝塚山大学 法政策研究科教授中川幾郎（自治体学会代表運営委員）	58人

参加者の7割が公務員で、全体的に満足度は非常に高かった。

担当：直田理事長および相川専務理事があたり、関西学院大学大学院法学研究科の学生の協力を得た。

以下、当法人のミッションである協働の推進に係わる研修事業である。

#### ■明石市協働研修事業（明石市より受託：約200千円）

明石市が主催する「平成23年度 市民とのパートナーシップ推進市民開放講座」（以下「PS講座」）の企画運営を受託し、2012年2月5日に市民向け講座、同3月23日に職員向け講座をそれぞれ実施した。

##### ○市民向け講座の実施（2月5日14:00～16:00 明石市市民会館）

参加者は約45人（NPO、ボランティア団体、自治会関係者ら／議員／市職員）であり、講演とパネルディスカッションを行った。講座の狙いは、行政との協働関係を考え直すこと（過度な依存や下請けにならないように）、多くの活動団体が抱える課題（人材不足、資金不足、アイデア不足、周知不足）についての打開策についてヒントを得る、明石市の協働に関する施策の理解度や期待を把握する、等である。アンケートから、概ね目的を達成したことが伺われた。

##### ○職員向け講座の実施（3月23日13:30～16:40 明石市勤労福祉会館）

参加者は46人（職員）で、ミニ講演とグループワーク（作業、発表、講評、アンケート記入）を行った。狙いは、各課の若手職員に、「協働」を我が事（市政運営の基礎）と認識してもらうこと、市民活動の流儀を理解し、行政がどう変わればいいのか考えてもらうこと、安易な“協働”に陥らないように、落とし穴に気付き、協働の基本姿勢を養うこと、参加者の「協働」についての意識改革を促すことなどである。アンケートから、概ね目的を達成したことが伺われた。

担当：直田理事長および相川専務理事があたった。

#### ■住民と行政の協働推進研修ワークショップ「協働の課題をのりこえる」（兵庫県より受託：約45千円）

2009年度から継続して受けている研修事業であり、兵庫県内の自治体職員対象（一部県職員）で、参加者40名であった。

内容は、アイスブレイク、自己紹介に引き続き、グループに別れ、行政の力と置かれた状況を再認識する、SWOT分析を応用した作業を行い、行政の「強み」「弱さ」および行政が直面する「機会」「脅威」を「見える化」した。ついで、協働についての基本的学習としてミニ講演「行政と市民との協働のまちづくり」を行い基本認識を共有した。

休憩の後、市民が社会的課題を解決する活動を進めているときに、行政としてどう関わられるか（協働が可能か）を、シナリオを使って考えるワークショップを行い、社会的課題に対して、行政に何が出来るか、行政の役割は何か、などを考えた。最後に、協働の課題・壁を認識し、解決の方向を探るワークショップを行い、グループ毎に政策案を作り発表した。

総じて参加者の意欲は高く、参加者からファシリテーターを起用するなど、効果的な研修が

行われた。

担当：直田理事長および相川専務理事があたった。

(自主事業)

■地域自治システム形成支援について

○豊中市「地域自治システム検討アドバイザー」として（理事長、専務理事）、2012年度より実施される、豊中市の地域自治システム実施（地域自治協議会設立、地域自治組織条例等）について、アドバイスを行った。この地域自治システムは、2009年度～2010年度にかけて、直田および相川が制度設計を支援したものである。

○兵庫県西脇市「自治基本条例策定委員会」委員（副委員長）として参加、部会のリーダーを勤めるなど自治基本条例素案作成を主導した（理事長、専務理事）。2011年度は、市民自治システムのあり方検討及び条例の広報について検討した。

○川西市「参画と協働まちづくり推進会議」や神戸市「地域活動推進委員会」の学識委員として、地域自治組織の形成を踏まえた協働の枠組みを検討した（専務理事）。

■協働、政策形成、政策評価支援について

○大分県に於いて、男女共同参画の人材育成の一環として行われた、女性対象の政策形成講座「おおいた女性未来づくり塾」（全7回）のファシリテーターを務めた（専務理事）。また、事務事業評価を堺市、河内長野市（理事長）、尼崎市、姫路市（専務理事）などで行い、豊中市では改革創造会議の委員を務めた（専務理事）。

■自治基本条例策定について

○丹波市においては受託事業として策定支援を行ったが、西脇市において、昨年度に引き続き自治基本条例策定委員会の副委員長を務めた（理事長、専務理事）。丹波市では、全職員対象の自治基本条例研修を行った（理事長）。また姫路市においても自治基本条例検討懇話会の学識委員として参画し、タウンミーティングなどで講演と討論の進行役を務めた（専務理事）。

■その他

○大阪府公益認定等委員会の委員として、公益法人の認定審査にかかわった（専務理事）。

○東日本大震災で関心が高まった「地域防災」、「男女共同参画と防災・減災・復興」といった課題について埼玉、長野、山梨、新潟、大阪、兵庫、和歌山、岡山、鳥取、島根、香川、鹿児島など全国各地で講演やワークショップを行い、市民団体機関紙や自治体広報紙に寄稿した（専務理事）

(自主事業・各種委員／講演／研修等一覧)

表6 自主事業・各種委員／講演／研修等一覧

類型	理事長	専務理事	備考
	関係自治体等		
自治基本条例	西脇市、丹波市、(株)アルパック	西脇市、姫路市	
行財政改革、行政評価	堺市、河内長野市	豊中市、尼崎市、姫路市	
総合計画		姫路市	
地域自治・住民自治	豊中市、伊丹市自治会連合会、丹波市	豊中市、川西市、神戸市	
地域づくり	丹波市	東播磨県民局、兵庫県	
協働	兵庫県、明石市、丹波市	兵庫県、明石市	
市民活動助成等	西宮市、	神戸市、明石市、市民基金神戸	
新しい公共	奈良県	市民活動センター神戸	
男女共同参画		大分県、各地で単発講演	
災害・防災		各地で単発又は連続講演	
文化振興	滋賀県、舞鶴市		
指定管理者選定	宝塚市、大阪市	大阪市、岸和田市	
議会改革		西脇市	
生涯学習	丹波市、阪神シニアカレッジ	阪神シニアカレッジ	
環境	堺市		
公益認定		大阪府	

○ネットワーク活動

- \*直田が、自治体学会、コミュニティ政策学会、NPO学会、計画行政学会、文化政策学会、文化経済学会等に参加した。相川が、自治体学会に参加した。
- \*直田が、「新しい社会づくり」を提案する市民フォーラムに呼びかけ人として参加した(1/29, 第1回フォーラム開催)。
- \*相川が、HYOGONのNPO研究会(兵庫県の新しい公共支援事業)の連続学習会の世話となりNPOと県議会との協働を考える懇談会を2回、企画運営した。

○助成研究、共同研究

- \*直田が助成研究「共生経済に関する研究」に参加し、NPO法人ひろしまね、NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部の現地調査を行った。また、大江正章氏の講演会を開催した。

(出版事業)

- (「NPO政策研究所 市民社会の哲学ブックレット」シリーズの制作、頒布)

○自治基本条例勉強会の記録を1冊発刊した。

09 『自治基本条例から自治の政策・戦略をリバースする』

(山下淳) A5判 32頁、300円 300部作成



■会員交流会、合宿研修

○未実施

4. 組織運営

(総会・理事会の開催)

○定時総会 (第12回) 2011年5月28日(土) 14:00～15:00

大阪NPOプラザ会議室

- ・2010年度事業報告・決算報告、2011年度事業計画・収支予算
- ・総会后、野田地域タウンウォッチング(尾崎力氏の案内)。

○理事会 2011年度第1回(第40回):4月13日(事業報告・事業計画/予算)

2011年度第2回(第41回):7月12日(理事長、専務理事選任)

2011年度第3回(第42回):10月31日(住所表記の変更)

(事務所について)

○事務所を置く大阪NPOプラザについては、大阪府はかねてより2011年度で閉鎖の方針であったが、東日本大震災対応活動、新しい公共支援事業の継続等のため、2012年度末まで延長された。NPO政策研究所も大阪ボランティア協会と連携し新事務所を模索したが、上記理由のため、事務所探しは停止した。しかし、2012年度内には事務所移転が必要となる。

以上

NPO政策研究所活動・事業風景

<p>丹波市自治基本条例審議会 第11回(110427)</p>	<p>丹波市自治基本条例審議会 第14回(111027)</p>
	
<p>丹波市自治基本条例審議会 広報部会 1(110613)</p>	<p>丹波市自治基本条例 TMin 氷上(110729)</p>
	
<p>丹波市自治基本条例 市民フォーラム(120310)</p>	<p>丹波市自治基本条例 市民フォーラム(120310)</p>
	

<p>朝来市第3次懇話会 第2回懇話会(110916)</p>	<p>朝来市第3次懇話会 第3回懇話会(111012)</p>
	
<p>朝来市第3次懇話会 第4回懇話会(111118)</p>	<p>朝来市第3次懇話会 第7回懇話会(120214)</p>
	
<p>朝来市第3次懇話会 市民フォーラム(120304)</p>	<p>朝来市第3次懇話会 市民フォーラム(120304)</p>
	

<p>関西学院大学法学部セミナー 第1回(111109)</p>	<p>関西学院大学法学部セミナー 第2回(111109)</p>
	
<p>関西学院大学法学部セミナー 第1回会(111102)</p>	<p>関西学院大学法学部セミナー 第4回(111130)</p>
	
<p>兵庫県協働研修 (120307)</p>	<p>明石市協働研修 (120323)</p>
<p><b>地域コミュニティとNPO</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権・地域内分権とNPO</li> <li>地域コミュニティに求められる役割が増大 ⇒地縁団体の再編成と民主化 組織又は事業の一部をNPO法人化する動きも</li> </ul> <p><b>NPOからCSOに</b> Civil Society Organization (市民社会組織)</p> <p>それでも地域コミュニティでは解決が難しい課題は残るので、それに取り組むテーマ型団体(NPO等)の存在は不可欠</p> 	

以上